

ジェームズ・ステュアートの公債論(その1) : イギリス公債論史研究の一齣

著者	戒田 郁夫
雑誌名	関西大学経済論集
巻	10
号	6
ページ	595-612
発行年	1961-02-20
その他のタイトル	James Steuart on Public Debt (1)
URL	http://hdl.handle.net/10112/15535

ジェームズ・ステュアートの公債論（其の一）

——イギリス公債論史研究の一齣——

戒 田 郁 夫

は し が き

一九三〇年代の大不況を契機として顕在化した資本主義の構造的変化は、従来の調和論的な経済学が既に冢中の白骨と化したことを証明した。即ち、旧き理論の前提となっていた経済の自動調節機能は失われ、体制的な矛盾の表現としての生産資源のアンエンプロイメントという新しい事態が発生し、ここにアダム・スミス Adam Smith (1723—90) 以来の自由主義経済学は解体の浮目をみただのである。

かかる体制的危機の省観から生れでたものが、周知のごとく、「革命」という名で呼ばれるに房わしく過去の正統派経済学と鋭く断絶するところの、ケインズの一般理論であった。財政学の分野におけるケインズ革命の意義は、「或る水準に於ける経済的均衡を形成する内部的要因」としての財政の役割を明らかにした点にあると云われている。⁽¹⁾このことは、財政を資本主義社会における経済均衡の外部的・攪乱的要因とみなしてきた旧き財政理論と比べ著しく対蹠的である。財政理論にみられるこの様な急激な転回は、とりわけ新しい財政理論——フィスカル・ポ

ジエームズ・ステュアートの公債論（戒田）

三六

リシーの理論の中核をなすところの公債論において最も顕著である。

旧き財政論では、公債を財政資金調達的手段とみる見解が支配的であったが、新しい理論は、これを「公共政策の道具」と定義した。⁽²⁾即ち、前者が「収入目的」に強勢を置いて居たのに対して、後者は「公共政策目的」を強調するのである。かかる認識の差異は当然二つの異なったタイプの公債論を形成する。一つは公債を「経済の内的発展過程において捉えようとしなない」所謂静態的公債論、他は公債を「経済の波動と結びつけて理解せんとする」動態的公債論がそれである。⁽³⁾

ところで、公債論史を紐どくにあたって吾々の知ることは、イギリスおよびアメリカ合衆国では租税至上論内至租税主義が、ヨーロッパ大陸においては公債至上論内至公債主義の学説が支配的であつたという事である。そして両者の代表的論者として、一方ではイギリスのアダム・スミス、また他方ではドイツのカール・ディーツェル Carl August Diezel (1829—84) がしばしば対置されて来た。⁽⁴⁾しかしながら、両者は時代と國、したがってまたその社会的経済的諸条件を異にして居るがために、彼らの較比——それらの理論内至思想の懸隔性を顕示するという点においては正当であるけれども——が、公債思想の本質を剔抉するまでには到らないのではないかと思われる。そのために、同一の諸条件の下で生存した論者の理論内至思想が較量されなければならぬ。スミスとほぼ同時代に活躍し、一度は彼の影の前に全く消え失せたが、近時学史の上において蘇生せしめられた、ジエームズ・ステュアート James Stewart (1713—80) がその人である。

さて、よく知られている様に、過去の思想家に接近する場合、次の二つの方法がある。一つは現在われわれが当面している問題に対して、その思想家が如何なる見解を抱いていたかを考究する、他は彼の生きていた時代に提起

されて居た主要な問題は何かということを検討する方法がこれである。勿論、これらの接近方法は共に連関性を有つものであるけれども、主として前者の方法によってステュアートに接近したのが、戦後海外におけるステュアート研究の第一人者たる、セン S.R. Sen とステットナー W. F. Steiner であつた。これに対して、本稿は第二の視点からステュアートの公債思想に接近し、それを浮彫すべく意図したものである。従つて先ず初めに、十八世紀イギリスにおける公債の発展を素描しながら、当時の公債問題の所在を明らかにし、次いでその様な諸問題に対してステュアートが如何なる解答を与えているかを考察し、第三節では彼をフィスカル・ポリシーの理論としての公債論の先駆者とみる、かのステュアート研究者達、とりわけセンの所論を取り挙げ、主としてその方法論を狙上のせ、最後にステュアート公債論の意義と限界について若干触れる積りである。

註(1) 高木寿一『近代国家財政の理論』(慶応通信) 昭和二十九年、一四〇頁。

(2) Hansen, A.H., *Fiscal Policy and Business Cycles*, 1914. 都留重人訳『ハンセン財政政策と景気循環』(日本評論新社) 昭和二十九年、一九一頁。

(3) 永田清『財政学の展開』(日本評論社) 昭和十七年、四五五頁。

静態的公債の典型は、イギリスにおけるアダム・スミス、リカード、セイ等の所謂公債消費説と、ドイツにおけるカール・デーツェル、アドルフ・ワグナー、ロレンツ・フォン・シュタインの公債生産説を挙げることができる。然しながら、周知のごとく両者の見解は全く対峙するものである。即ち、前者が公債を経済の阻碍要因とみるのに対し、後者はこれを非物質的資本の生産に役立つものとみる。それにも拘らず、相対立する二つの説を静態論の名のもとに総括する所以は、「両者が経済から遊離した立場における作用を問題とする点において」通有して居るからである。(四七五—六頁)

(4) 花戸龍藏博士『公債乎租税乎』(神戸高等商業学校商業研究所) 昭和二年。

一、十八世紀イギリスにおける公債思想展開の背景

十八世紀のイギリスは、史家シーリー Seely がいみじくも「第二次百年戦争」と呼称したように、殆んど全世界にわたって戦争が行われた。十六世紀にはスペイン、十七世紀にはオランダを撃破し、一六八八年の名誉革命で幕をあげた十八世紀イギリスの国家的課題は、植民帝国を確立し世界の経済的覇権を完全に掌握することであった。当時ヨーロッパ大陸においては、十六世紀に旧世界と新大陸の大半を制覇していたスペイン植民帝国の解体によって醸成された一種の「真空状態」に乗じて自国の経済領域の拡充をめざし、大陸の諸国家は互に鎬を削って居た。就中「官僚的軍事的中央集権国家」たるフランスの帝国主義的發展は目覚しく、最も強大なライバルとしてイギリスの行く手に立ちはだかつていたのである。したがってフランスとの戦いが、十八世紀イギリスの主要な対外的課題であった。かくてイギリスは、フランスと熾烈な植民地獲得の火花を散らすのであるが、十七世紀末のアウグスブルグ同盟の戦い the War of League of Augsburg (1689—97) を端緒として、スペイン継承戦争 the War of Spanish Succession (1702—13)、オーストリア継承戦争 the War of Austrian Succession (1739—48)、七年戦争 the Seven Years War (1756—63)、アメリカ独立戦争 the War of Independence (1775—83) をよび十八世紀末に始まり殆んど二十三年間にわたって闘われたナポレオン戦争 the Napoleonic Wars (1793—1816) 等々、十八世紀を通じ数次にわたって行われた戦いがそれである。

この争覇は結局、一七六三年のパリ条約によつて一応イギリスの勝利に帰し、ここに旧植民地体制—第一帝国の確立をみるのであるが、⁽²⁾ 名誉革命によって創設された「新制度の核心」と云われるイギリスの近代公債は、この様

な植民地獲得戦争と歩みを共にして来たのである。即ち、一六九二年に対仏戦争の戦費調達のために発行された総額百万ポンドのトンティン式年金公債をもつて嚆矢とするイギリスの国債は、戦争のたび毎に累増の⁽⁴⁾一途を辿って行った。

註 (1) Morton, A.L., *A People's History of England*. London, 3rd. imp., 1956, p.292.

(2) 旧植民地制の確立過程に関しては、矢口考次郎博士『イギリス帝国主義史論』(甲文堂) 昭和十八年、第二、三章を参考せよ。

(3) Clark, George Sir., *The Wealth of England from 1496 to 1760*. London, 1954, p. 179.

(4) Hargreaves, E.L., *The National Debt*. London, 1930, pp.5—6.

なおイギリスの国債の濫觴に就ては、長谷田泰三「英国に於ける国債の発生過程」(『英国財政史研究』(勤草書房) 昭和二十六年、所収)を参考せよ。

(1) 国債の累積

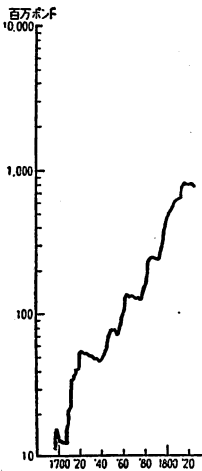
一六九七年に総額約千四百五十万ポンドであつた国債は、スペイン継承戦争の終つた翌年の一七一四年には約三千六百万ポンド、そして Aix la Chapelle 平和条約の締結された一七四八年には約七千六百万ポンドに達し、累積額においても、また戦時の起債額においても十八世紀イギリス公債史上に一時期を劃したところの七年戦争の終結した一七六三年には一億三千二百万ポンドとこれ迄よりも桁多い数字を記した。更にヴェルサイユ条約の調印された翌年の一七八四年には二億四千万ポンドにも上つたのである。⁽¹⁾かくて十八世紀全体を通じてみると、⁽²⁾「長期趨勢を軸としておこる比較的短期の波動を無視するならば、……英国の公債はほぼコンスタントな増加率をもつて膨張していったことができる。」

ところで国債の累積額は、同時に負担の程度を表わす指標となる。右の数字は、その間の国民所得の増加や人口の増加、および物価の動きを捨象したところの名目上の増大を示したものであるが、次にこれを物価指数で除した所謂国債累積実質額の趨勢をしてみよう。イギリスの物価史の権威ギルボイ博士 Dr. Gilboy の研究によれば、一七〇〇—一年を基準年とする穀物を除く消費者財価格の指数は(表Ⅱ)の通りである。すなわち、物価指数は十八世紀におけるイギリスの物価の著しい安定性を実証するものであり、一七九九—一八〇〇年の指数較差を別とすれば、物価の変動は比較的小さく、貨幣価値に激しい変動はみられなかった。従って当時に於ては、国債の実質額も大體その名目額の増減に比例していたと云って差しさわりないであろう。更に国民所得に対する国債の比率(表(Ⅲ))においても、世紀の半ばから極めて大きな数を示して居るが、この事は、国債の累増が当時のイギリス国民にとつて如何に深刻な問題であったかを物語るものである。

(I) 物価指数の変動
(18世紀)

1700—1	100
1735—6	81
1761—2	90
1782—3	113
1792—3	117
1799—1800	168

(A) イギリス公債の歴史的趨勢(1696—1815)



注 Elizabeth B. Schumpeter, "English Prices and Public Finance, 1660—1822," *Rev. of Econ. Statistics*, Feb., 1938.

ハンセン前掲書139頁所収。

(II) 国債実質額の推移 (単位百万ポンド)

年	A 国債額	B 物価指数	A/B
1702	12.8	100	12.8
1739	46.4	81	57.3
1763	13.1	90	146.8
1781	187.8	113	166.2
1793	244.7	117	209.1
1802	523.2	168	311.4

(III) イギリスの国民所得推計 (18世紀)

年	推定人口 (百万)	国民所得 (百万ポンド)	1人当りの国 民所得(ポンド)
1713—'21	7.0	49.9	
1744	8.0	64.0	8. or 9 (c)
1750	10.0	100.0	10.
1770		122.0	
1798		125.0 (a)	
1799 (スコットランドを含む)	11.0	217.0	20.
1799—1800 (スコットランド 含む)	11.0	243.0 (b)	22.

(a) 労働所得を除外 (b) 15ポンド以下の所得を除外

(c) 9ポンドは人口の過大評価を是正して算出された数

注 Studenski, Paul., *The Income of Nations*, Washington Square, 1958, p. 51の表から抽出。但し 1750年の数字は、Hooke, Andrew., *An Essay on the National Debt vnd National Capital*, 1750.—quoted by Hargreaves, *op. cit.*, pp. 78—79.

(IV) 国債額と国民所得との比率

年	A 確定公債 (百万ポンド)	B 国民所得 (百万ポンド)	A/B (%)
1714	27.8	49.9	55.7
1748	69.8	100.0	69.8
1765	128.3	122.0	105
1798	406.8	125.0	325.4
1802	435.1	243.0	179

注 Aの数字は Hargreaves, *ibid.*, pp. 20 fn. & 53. 109.から引用

註 (1) Hargreaves, *ibid.*, p.134 & p. 291.
 (2) ホンヤン、前掲書一四〇頁。
 (3) Ashton, T.S., *An Economic History of England: The 18th Century*, London, 1955, p.199.

シエームズ・ステュアートの公債論(戒田)

シエームズ・ステュアートの公債論(戒田)

四一

ギルボイ博士の手になる物価指数は、(一)消費者財、(二)穀類を除いた消費者財、(三)多くの生産者財、この三つのシリーズで表わされて居り、この点他の研究者によるところの物価指数に比してすぐれているが、その欠陥は数字が大部分公的機関の記録からとられたものであるので、特定年次の市場価格の変動を顕示しないと云う点にある。「しかしながら、それらの指数は趨勢を示すには役立つ。」(Ibid, p.197.)

なお(表I)では右の第二の指数のみを掲示したが、それら三つものの動きは大体一致して居る。

(4) 第三表に掲げた十八世紀イギリスの国民所得推計は、当時の著述家たち——Jatthew Decker, Arthur Young, Pultney, William Pitt, Henry Beke, Benjamin Bell 等々——の論著から抽出したものである。周知のごとく、国民所得推計は最初十七世紀にイングランドで始まったのであるが、それはまさに当時かの凶に生じた危機の産物であつた。すなわち十七世紀のイングランドは、内には市民戦争とそれに基づく政治形態の不安定、外では強敵オランダとフランスからの絶えざる攻撃に脅やかされていた。この様な内外の試練に耐えて王国が生きてのびるためには国の資源や能力の測定が必要とせられ、この要請に答えたのが、William Petty と Gregory King である。かくてイングランドは国民所得推計の祖国たる榮譽を担うのであるが、しかしながら、この輝きき門出も十八世紀初期における国内の安寧と国際的な緊張の相対的緩和によつて頓座せしめられたのである。十八世紀の最初の七十年間を通じて、かの国で現われた国民所得推計は僅か三つだけであり、しかもそれらはいずれも接近方法やデータに関して注目すべき点が見当らず、ただ先学のペティやキングの数字の投影にしか過ぎなかつた。然るに十八世紀の終りに近づくにつれ、極めて多くの新しい諸要因——産業革命の勃発、アメリカ植民地の喪失、革命的なフランスによるイギリス社会秩序への挑戦、そして最後にナポレオン戦争の勃発——が生起し、王国は再び危機の時代をむかえたのである。かかる攪乱的な圧力のもとで、国民所得推計と政治算術 Political Arithmetic に対する興味は生きがえつた。そして、Arthur Young と John Sinclair のちまよまな精勵を通じてイギリスの統計学に可成りの改善がみられたのである。かくて十八世紀におけるイギリスの国民所得推計は紀末に近づくにつれ、正確さを帯びて来るのである。

ところで、十七世紀の七十六年に七ポンドであつた一人当りの国民所得は、一七〇〇年に八ポンド、四四年には約九ポンド、そして一七九九年には二〇ポンドにまで増加したが、この最後の年の数字は一部分十八世紀末に生じた異常な物価騰貴を反映している。しかしその世紀における国民所得の顕著な増加は、産業革命によつて産業と商業に比類なきほど急速

な成長の見たれた後半に生じたものである。(Studenski, *op. cit.*, pp.26—51.)

(2) 戦争公債

十八世紀に国債の累増をみたのは、主として相ついで起った戦争のためであって、近時のように公共事業の経費を支弁するために起債された結果生じたものではない。「公共投資という観念は、この時代の政治的・社会的雰囲気の下では、縁のない危険なものを考えられて受入れられなかった」のである。⁽¹⁾

国債の累増と戦争との間には成程、因果関係が存するけれども、戦争自身が直ちに国債の累積の直接的誘因であるとは云えない。その決定的な誘因は、戦費の著しい膨脹である。戦費の膨脹は、周知の如く、軍事技術の变革に起因する。イギリスではクロムウェル Cromwell 時代以降、火器の改良を契機として、軍事技術に著しい改革がみられたが、その結果戦争は以前よりも一層貨幣^かのかかるものとなった。⁽²⁾ 例えば、十六世紀のエリザベス女王治政期 (1558—1603) に支出された戦費総額は五百万ポンドであったが、十七世紀末のアウグスブルグ同盟の戦いでは約三・六倍の千八百万ポンドの戦費が費消された。⁽³⁾ 更に十八世紀を通じて闘われた五度の戦争で支出された戦費総額は、相対的にも絶対的にも増加した。加えて同世紀のイギリスは、各戦争の間に介在した平和も次の戦争の準備期たる域をせず、戦争がむしろノーマルであるときえ人々に意識された時代である。

この様な事情の下では、当然国家はつねに増加の傾向を辿る戦費を調達すべき財源の拮出に苦渋しなければならぬ。租税制度がまだ整わず、徴税技術の未熟であったとは云え、スペイン継承戦争で早くも無課税品は殆んどなく、課税し得るものは悉く課税された状態の現出した時期において、速やかに巨額の戦費を調達するためにはいさおき国債の発行に頼らざるを得なかったのである。表(V)にみられる通り、同世紀における戦争のそれぞれ要し

(V) 十八世紀イギリスの戦費および戦時における起債額と
平和期における償還・利子年金額 (単位千ポンド)

	A 戦費	B 公債元金	C 利子および 年金額	(B/A) (%)
スペイン継承戦争 (1702—'13)	50,500	35,750	2,040	70
(平和期)		4,190	1,338	
オトリヤ継承戦争 (1739—'48)	43,000	31,339	2,012	73
(平和期)		4,961	480	
七年戦争 (1756—'63)	82,500	64,533	2,241	78
(平和期)		10,281	380	
アメリカ独立戦争 (1775—'83)	97,000	121,267	4,980	125
(平和期)		5,732	149	
ナポレオン戦争 (1793—1816)	831,000	622,000		74

注 戦費に関しては、Buxton, S., *Finance and Politics ; An Historical Study 1783—1885. Vol. II. (in 2 vols)* London, 1888, 202 fn. その他は、Hirst, F.W., *The Credit of Nations.* Washington, 1910. p. 19の表より引用作成。

シエームズ・ステュアートの公債論(戒田)

四四

た戦費と起債額との割合が七〇%以上であると云うことは、当時の戦費の国債依存度の大きな証拠を示すものである。

註(1) 矢口孝次郎監修、荒井政治・天川潤次郎訳

『W・コトイギリス近代経済史』(ミネルツ

ア書房) 昭和三十一年、九七頁。

(2) Morton, *op. cit.*, p. 293.

(3) *Ibid.*, p. 296.

(3) 国債の構成と保有

それではこの様な巨額の国債は、如何にして消化されたのであろうか。この問題は国家の借入方法ならびに国債の性格における諸変化と密接な連関をもっている。

ところで碩学バスターブル C.F. Bastable

は、十八世紀前半におけるイギリス国債史の特徴として、(一)戦時に増加した国債を平和時に償還する政策がとられたこと、(二)長期確定公債 *funded debt* が徐々に導入されたこと、此の二つの点を挙げて居るが¹⁾、第一の特徴は後の項目に譲るとして、ここで取挙げるべきは第二の点である。

周知のごとく、アウグスブルグ同盟の戦いの時期に発行されたトンティン式年金公債（一六九二）をもって国債の濫觴とみる説は、⁽²⁾ 国債の要件を議会の承認と債務の永続性 *quality of permanence* の二点に求めたものであるが、とりわけ後者の「永続性」ということが一六九二年以前の公債とそれ以後のものとを区別する主要な要因をなしている。すなわち、一六九二年以前の公債は、議会によって承認された特定の租税収入を担保とし、償還期間の短い（主として一年、長くて精々四五年）ものであった。それらは王室収入の先取り *anticipation of the revenue of the Crown* の域を出ず、その主要な手段は割符 *Tally* であつた。⁽³⁾ ところが、対仏戦争の経費を支弁すべく一六九二年に発行されたトンティン式年金公債は債務期間が長く、⁽⁴⁾ その起債および元利支払財源は議会によって承認され保証されたものであった。この様にして長期公債はイギリスの国債史の中に初めて姿をみせたのである。

進んで一六九四年には、「政府の銀行家」と史家の呼称する、かのイングランド銀行 *The Bank of England* の創設を契機として、国債の精華である永遠公債 *perpetual debt* が現われた。すなわち、政府は、同銀行に資本金百二十万ポンドと同額の銀行券発行の特権を認可し、その代償として年八％の利率で資金の借入れを行ったが、その債務の償還は国家の任意によるものであった。この様にして形成された永遠公債は、これまでの有期公債と比べ政府にとり極めて有利であつたので、一七一四年以降に於て、これによる起債が主たる形態となつた。⁽⁵⁾ かくて、「一七〇〇年には、公債は主としてすみやかに若くは短期間のいずれかで *either immediately or within a short period of time* 満期となる流動公債から成つて居たが、一七一四年までには確定公債が支配的となり、そのうち大部分は、少くとも形式上、無期および有期 *perpetual and redeemable* のものであつた」⁽⁶⁾。この様に特権会社の創設によって借入れをおこなう方策は、一六九八年の新東印度会社 *The New East Indian Company*

カネーダ・カネーダの公債額 (祭田)

図六

(VI) 1714年における国債の構成と保有形態

(単位ポンド)

確定公債	流動公債	計
三特権会社 に対する負債	15,752,996	国庫証券 4,678,348
その他	12,067,325	海軍手形 95,021
		租税先取借入金 3,581,770
計	27,820,321	計 8,355,139
総額 36,175,460		

注 長谷田泰三、前掲書 38—9頁。

Hargreaves, *op. cit.*, p. 20 & fn.

(VII) 七年戦争およびアメリカ独立戦争期における国債の構成

(単位ポンド)

年	内訳	確定公債	流動公債	計
1757		76,751,255	1,065,927	77,817,182
1763		128,564,808	3,555,856	132,120,664
1765		128,305,032	2,966,536	131,271,558
1776		125,113,255	5,337,751	130,451,006
1781		176,113,255	11,643,026	187,756,281
1784		227,240,597	13,685,311	240,925,908

注 Hargreaves, *ibid.*, pp. 72 & 291.の表より抜萃。

(VIII) 1727年および1748年における国債の構成と保有形態

(単位ポンド)

	確定公債				流動公債		総計
	イングランド銀行に対する負債	東印度会社に対する負債	南海会社に対する負債	Civil List債	永遠年金公債	計	
1727	9,375,027	3,200,000	33,802,203	1,000,000	46,377,230	1,204,299	47,581,529
1748	11,686,000	4,200,000	27,302,203	1,000,000	69,797,904	6,650,905	75,448,809

注 Hargreaves, *ibid.*, p. 53 & p. 293. table Cの表より作成。なお1729年の数字はポンド以下を切捨てたため原表の総計と若干異っている。

と一七二一年の南海会社 *The South Sea Company* の設立の際にも採られた。⁽⁷⁾ スペイン継承戦争中増加した約三千六百万ポンドの国債のうち殆んど半分はこれら三特権会社から借入れたものであると云われている。⁽⁸⁾ 表(VI)の示すところに依れば、一七一四年に於ける確定公債の国債全体に占める割合は約七七%、そして三特権会社の確定公債保有率は約五七%強と極めて大なる比重を占めている。爾来、確定公債の絶対的・相対的比率は、戦争のたびごとに上昇し〔表(VII)〕、これが十八世紀イギリス国債史の一つの大きな特徴となるのである。

併しながら、一七二〇年の金融危機の勃発は、かかる特権会社からの借入方策に不信の念を生ぜしめた。政府はいまや特権会社の介在なしに一般大衆から直接公債を募集する政策に切り換えた。かくしてオーストリア継承戦争中、この新しい借入政策は著しく拡張され、⁽⁹⁾ 他方、祖先の慣習を遵守し安全のために多額の遊休貨幣を保蔵していた民衆、とりわけ土地所有者、商人およびその他の富裕な人々は、⁽¹⁰⁾ 市場性を増しつつあった公債に投資する慣習を学ぶに至った。⁽¹¹⁾ その結果、三特権会社の国債保有率は同一の割合で増加することを止め、彼らの国債操作に関する発言権も弱化の一途を辿るのであるが、これに対して彼らの容喙から解放された政府の信用は、償還や借換あるいは雑多な公債の整理等々、さまざまに処置によって一段と強化され、イギリス公債への投資はロンドンの金融市場のみならず、アムステルダムのそれからも集まって来た。⁽¹²⁾ かくて政府と三特権会社、就中もっとも重要な地位を占めていたイングランド銀行との蜜月時代はここに終焉を告げ、両者の交触は後者による前者の短期資金の調達と云う域に止まったのである。⁽¹³⁾

ところで、チャールズ二世 *Charles II* の時代に企てられ、一六七二年の国庫支払停止 *the shutting of the Exchequer* によつて頓座せしめられた直接公募の方策は⁽¹⁴⁾ その後久しく陽の目をみる事が出来なかつたが、しか

しその間、政府はいたずらに手を拱いて居たのではない。と云うのは、一六九二年のトンティン式年金公債を端緒として、引き続き一六九三年に発行された終身年金公債、そして翌年の富籤公債等の発行条件は、政府の財政収入上殆んど役立たなかつた程応募者にとつてすこぶる有利であつた。⁽¹⁵⁾ それらは寧ろ公衆をして公債に投資させる癖をつける、謂わば餌のような役割を果して居たのである。それにも拘らず政府の信用は不安定であり、富籤公債を除けば、投機の魅力に乏しかつたが故に、応募額は常に必要額に達しなかつた。⁽¹⁶⁾ 従つてこう云う時期に於ては、当然他の何らかの方法が勘案されなければならぬ。それが前述の特権会社による借入方法であつた。事実、彼らは政府に対し当時としては比較的低い利率で資金を貸付けたのである。而し、間もなくそれれ会社の有する特権は著しく伸張し、最早それ以上かれらが自らの利権を有利に拡張する機会は望めなくなつた。⁽¹⁷⁾ 彼らにとつて公債は経済的利権を獲得する為のたんなる手段にしかすぎなかつたのである。こう云う意味に於て、一六九四年に成立した永遠公債は未だ前近代的な装いから脱け切らず、これに代つて一七五〇年以降に起債の主なる形式となつた永遠公債と全く異なるものである。⁽¹⁸⁾ すなわち十八世紀の半ばに進むにつれ、イギリスの公債は漸次他の諸国の公債には見出し難かつた安全性を確保し、ここにそれは「利子のための資本の前貸と云う新しく設定された形式に吸収」⁽¹⁹⁾され、「土地に匹敵する新たな投資形態」⁽²⁰⁾として確固たる地位を築き上げたのである。

さて吾々は、十八世紀におけるイギリスの国債が世紀の前半から漸次導入された長期公債から成り、国債の性格も変化をとげて、そしてこの保有の主たる形態が個人(とりわけ富裕者)のそれであることを知つた。このことは、政府の資金調達の内容になつたことを意味すると共に、他方、個人の国債保有率の大であることは、十八世紀における逆進的な租税構造と相待つて、所得分配の劣悪化を促進させる大きな要因となる。かくて吾々は、次に国債費に關す

る問題に移らなければならぬ。だが、その前に国債の保有形態との関連において外債の問題に簡説して置こう。

註 (1) Bastable, C. F., *Public Finance*, 3rd. ed., 1903, p.631

(2) 例えば、ノーグリウスや長谷田泰三氏のそれ。

(3) Hargreaves, *op. cit.*, p.2.

(4) 一六九三—一七〇〇年の間十%の年金を受領、その後毎年七万ポンドを応募額に比例して公債保有者 (nominee) に配分、但し公債保有者のうち何人が死去した場合には、これを生存者で配分、そしてその公債保有者が死に絶えた時初めてこの年金公債は姿を消す。——この様な仕組の公債であるが、応募者千二人、応募額十萬八千百ポンド、そしてこの公債の最終保有者は一七八三年に死亡した。従つて償還期間は大凡九十年ということになる。(Ibid., p.6 & fn.)

(5) *Ibid.*, p.9.

(6) *Ibid.*, p.16.

(7) *Ibid.*, p.10, 11 其他の例として The Royal Exchange Assurance Company と The London Assurance Company を挙げたれは、(Ibid., p.)11. fn.

(8) Clark, *op. cit.*, p.180.

(9) Hargreaves, *op. cit.*, p.11 & 53.

(10) Ashton, *op. cit.*, p.198.

(11) Clark, *op. cit.*, p. 181.

民衆が習得したところの公債に投資する慣習は、十八世紀にイギリスを風靡した賭博熱と無関係ではない。アンシュトンによれば、当時「あらゆる階級の者が鑄貨の裏表 turn、ダイスの目 throw、選挙の帰趨、名士の逝去の予想あるいは胎児の性別に賭をした。教会でも賭事が公けに行われていた、そして少くとも或る時には下院の議席で賭がなされ勝負が決められた。」この様な悪癖の蔓延、とりわけ勤勉な貧者に対する影響は当時の為政家の憂慮の種となつたが、皮肉にこれを一層煽つたのが政府それ自体であつた。すなわち一六九四年から一七八四年に至るまでの間、政府は少くとも四十二以上の富籤を発行したが、それらは常に公債の発行およびその借換と関連していた。(Ashton, *op. cit.*, p.24.)

(12) Hargreaves, *op. cit.*, p.58.

シエームズ・ステュアートの公債論 (戒田)

(13) *Ibid.*, pp. q & 59.

(14) *Ibid.*, p. 2.

(15) (16) トンティン式年金公債の発行額は百万ポンドであつたが、応募額はその約140(£108,100)にすぎなかつたので、その差額をうるため、更に好条件——百ポンドの公債保有者すべてに十四%の終身年金を賦与——の公債を発行した結果、七十七万三千三百九十四ポンドの応募があつた。併しながら、それでもなお最初の起債額をみたすことができなかつたので、一六九三年に同じ条件の終身年金公債を募集した。而かもこの公債には、応募者の受領年金に關してすべての租税を免除すると云う特権が添加されていた。更に一六九四年に発行された富籤公債の起債条件も応募者に極めて有利であつた。すなわち、空籤の保有者は各持札(十ポンド籤)に対して十六年間に十%の年金を受領する資格をえ、当選者(二千五百人)に対しては総額十四万ポンドが支払われる。従つて当選者一人当りの平均利得は五十六ポンドという高利率であつた。(Ibid., pp. 8, fn & 9.)

(17) *Ibid.*, pp. 58—59.

(18) *Ibid.*, p. 20.

(19) Bastable, *op. cit.*, p. 631.

(20) 前掲『W・コート イギリス近代経済史』邦訳、九八頁。

(4) 外債の問題

既述のごとく、多額の国債を消化するために民衆の射倖心に乘じた富籤公債をはじめとして各種の年金公債が利用されたが、国債のすべてがイギリス国民によつて保有されていた訳ではない。アシュトンによれば、「イギリスの政府および貿易の資金調達にオランダの投資家の演じた役割は誇張されてはいるが、それが可成りのものであつたことは疑い得ない」と⁽¹⁾。

今ここに十八世紀におけるオランダのイギリス債保有高の推移を瞥見すればこうである。⁽²⁾一七三七年に約一千万ポンド(全体の約二二・七%)であつたオランダのイギリス債保有高は、オーストリア継承戦争の始まつた一七三九

(IX) オランダの対英投資の推移

	国内投資 (%)	対英投資 (%)	国外投資 (%)	総国外投資 ¹⁾ (%)
1739—1740	86.4	12.5	1.1	13.6
1749—1750	85.4	13.2	1.4	14.6
1759—1760	80.7	17.4	1.9	19.3
1769—1770	72.4	17.6	10	27.6
1779—1780	70.1	19.2	10.7	29.9
1789—1790	67.1	12.7	20.2	32.9
1799—1800	73.4	8.8	17.9	26.6

1) イギリスを除く他の諸国への投資比率を示す。

注 Carter, Alice., *Dutch Foreign Investment, 1738—1800.*
(*Economica*, November, 1953, pp. 332—340.) の 329 頁
第 II 表から抽出。

年には千四百万ポンド(三三%)に増加した。一七六二年には、一億二百万ポンドに上ったイギリスの債務のうち約¹⁾4がオランダ人によって保有されていた。⁽³⁾更にアメリカ独立戦争中、二億一千万ポンドに増加したイギリス債のうち、二千七百万内至三千万ポンドがオランダ人の掌中にあつたと推定されている。しかし、オランダのイギリス債保有高はこの期を境として世紀末まで減少の傾向を辿って行ったのである〔表(IX)〕。

外国、とりわけオランダの対英投資——その主たる形態がイギリス公債であ。た——が十八世紀におけるイギリスの産業発展にどれ程の貢献をなしたかは別として、このような多額の外債の存在は、⁽⁴⁾一方ではイギリスの公信用の確立して居ったことを意味すると同時に、他方では公債の利払いを通して外国への貢納と「外国権力への隷従」⁽⁵⁾(ヒューム)という政治的経済的危惧を生ぜしめた。かくて、この問題は十八世紀イギリス公債論争の主要な論点の一つとなつたのである。

註 (1) Ashton, *op. cit.*, p.193.

(2) Carter, *op. cit.*, pp. 331—339.

(3) 一億三千万ポンドという数字は、八千九百万ポンドの国債と三千万ポンドの South Sea Annuitites stock

ジエームズ・ステュアートの公債論(戒田)

五二

とEast India stock とから成り、そしてシントクレア Sir John Sinclair によれば、前者のうち千五百万ポンドが外債であり、オランダの保有高は千二百五十万ポンドであつたと。(Carter, *ibid.*, pp. 332—333)

(4) カーターは、オランダとイギリスの資料から、十八世紀におけるオランダの対英投資が、通説のようにそれ程多くはなかつたと云うことを論証しようとしているが、それにもかかわらず、イギリス債の外国保有高の大きかつたことには変わりがない。

(5) 「イギリス政府は決して債務を履行しなかつたことはなかつたし、また一度たりとも恣意的な権力行為によつて利子率を引下げたこともなかつた。一七一五年から一七七〇年間にいたる間、他方では、フランス政府は債権者に対する攻撃を五度も示した。すなわち元金が削減されたことをあれば、また利子率の引下げられたこともあつた。ヨーロッパ大陸の混乱期に投資を探し求める資金は自然イギリスに渡来し、一方平和の回復にしたがつてそれら資本は引揚げられる傾向があつた。」(Hargreaves, *op. cit.*, p. 86)

(9) The Present State of the Nation——その一部は George Grenville の筆によると云われている——の著書は、一七六八年にイギリス債保有の外国人の受けとつた利子は百五十六万ポンドと算定して居るが、しかしながら、カーターによれば、「この数字は余りに多すぎる」と。(Carter, *op. cit.*, p. 334.)